

公的研究費の運営及び管理の責任体制

広島経済大学では、公的研究費の管理について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づいて「広島経済大学科学研究費補助金の管理監査規程」を定め、それを準用することとしています。

<運営・管理体制>

●本学における科学研究費補助金の運営・管理に関する責任者及びその権限は、次のとおりとする。

(1) 最高管理責任者は、学長となっています。最高管理責任者は、本学における科研費の運営・管理全般を総括し、その運営・管理について最終責任を負うものとする。

(2) 統括管理責任者は、学部長となっています。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、その命を受け科研費の運営・管理について統括するものとする。

(3) 経費管理責任者は、事務局長となっています。経費管理責任者は、最高管理責任者の命を受け科研費の運営・管理に関する事務をつかさどるものとする。

<不正な取引に関与した業者への取扱い>

●最高管理責任者は、不正な取引に関与した業者への取扱いについては、理事会に諮ったうえで、取引停止等の処分を決定するものとする。

<科学研究費使用に関する相談を受け付ける窓口の設置>

●科研費の執行に関するルール等についての相談を学内外から受け付ける窓口は、地域経済研究所に設置する。

地域経済研究所 TEL 082-871-1664(土日・祝日は受け付けていません)

FAX 082-871-9366

E-mail ire-rc@hue.ac.jp

<科学研究費の不正使用等に関する通報を受け付ける窓口の設置>

●科研費の不正使用等に関する通報を学内外から受け付ける窓口は、総務部に設置する。

総務部総務課 TEL 082-871-1000(土日・祝日は受け付けていません)

FAX 082-871-1005

E-mail ssc@hue.ac.jp